

## ～ 煙火消費許可申請書を出される方へ ～

### 1 火薬類消費許可申請及び添付書類（3部提出）

- ①煙火消費許可申請書（手数料：¥7,900円）
- ②煙火消費計画書
- ③煙火取扱者及び主催者側立会人名簿、揚従事者手帳の写し
- ④消費（打揚）場所付近の見取図及び消費場所詳細図
- ⑤消費（打揚）場所が他の所有地の場合は、土地所有者の承諾書
- ⑥消費（打揚）場所が河川敷、港湾の場合は監督官庁の許可証の写し
- ⑦警備計画書
- ⑧打揚場所が市道、農道の場合は、占有許可書
- ⑨保安距離内に県道、市道、農道が係る場合は、道路使用許可書
- ⑩通行止区間の警備員配置図

### 2 申請書記入事項

- ・申請者・・・花火大会（イベント）主催者であること。
- ・名称欄・・・イベントの名称が記載されていること。
- ・事務所所在地欄・・・申請者が個人の場合は、その者の現住所及び電話番号、法人である場合は、本社の所在地及び電話番号が記載されていること。
- ・職業欄・・・申請者の職業が記載されていること。
- ・火薬類の種類、数量・・・打揚煙火の大きさごとの数量及び仕掛け煙火の数量が記載されていること。
- ・消費の目的・・・「〇〇花火大会」等具体的に明記してあること。
- ・消費の場所・・・字、番地まで正確に記載されていること。河川敷等にあつては、「〇〇番地先の△△川 河川敷」等と記載されていること。
- ・日時（期間）・・・年月日及び消費時間（開始、終了時間）を記載すること。  
天候等の都合による予備日が決められており、当初の予定日と同様の危害予防措置がとれる場合は併せて記載すること。

### 3 お願い

- ①申請は打揚予定日の**ひと月から2週間前まで**にはお願いします。
- ②来署される際は、下記担当まで連絡をお願いします。
- ③手数料（¥7,900円）はお釣りのないようお願いします。
- ④打揚の数量によって許可又は届出の判断に苦慮されましたらご一報ください。

真庭市消防本部 予防課 消防危険物係 〒719-3204 真庭市惣 254-8 TEL0867-42-1190 Fax0867-42-1672
--